

令和8年度
酒田工業用水道
施設管理業務委託
特記仕様書

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

- 1 共通仕様書の運用
本委託の実施にあたっては「山形県県土整備部制定共通仕様書」及び「建築工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 共通仕様書に対する特記事項
共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。
- 3 委託業務の概要
(1) 取水場・浄水場排泥その他業務
酒田工業用水道遊摺部浄水場の取水場と浄水場にて、排泥作業や環境整備作業を実施するものである。
- 4 委託場所
酒田市遊摺部地内
- 5 契約期間
令和8年 4月 1日（契約締結の日）から令和9年 3月31日まで
- 6 業務の範囲
本仕様書は委託業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務の完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。
- 7 法令等の遵守
作業にあたり、受注者は労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- 8 諸手続及び費用の負担
(1) 受注者は作業に必要な関係官公署等への諸手続を行うとともに、その結果等を担当職員に報告しなければならない。
(2) 上記に伴う費用は受注者の負担とする。
- 9 保証
保証に関する事項は、業務委託契約書に記載のとおりとする。
- 10 検査
(1) 別途記載する作業のうち一つまたは複数の作業が終了した場合、当該作業毎に一部完了検査を行う。
(2) 検査のため必要な書類の提出、その他の処理については、企業局の指示に従わなければならない。
- 11 軽微な変更
現場の取合せ等のため生じた軽微な変更は担当職員の指示により行うものとし、この場合において委託金額の増減はしないものとする。
- 12 疑義の解釈
(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は企業局の解釈による。
(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、または相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

- 1 作業用資材
作業上必要な資材、工具、消耗品等は、受注者にて準備しなければならない。
- 2 業務施行用電源
仕様書上特に記載のない場合は、企業局において次の電源を支給する。
単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz
- 3 仮設備
作業に必要な仮設備は受注者の責任において設置しなければならない。

4 施工計画書

受注者は、契約後速やかに施工実施に必要な施工計画書を担当職員に提出しなければならない。
この場合、次の事項を記載するものとする。

- (1) 施工概要
- (2) 実施工程表
- (3) 施工方法
- (4) 施工管理
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 仮設備計画
- (8) 環境対策
- (9) その他

5 施工管理

受注者は、作業員名簿、作業日報等の施行管理記録を担当職員に提出しなければならない。

6 夜間における作業

作業の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ担当職員と協議しなければならない。

7 他工事との協調

同一場所において別の工事等が施工されている場合は、互いに協調して円滑な施工を図らなければならない。

第3節 施工現場管理

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施工中、流水及び交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施工に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な措置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱について、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため一般の立入を禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (6) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。

2 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 現場代理人は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 現場代理人は作業の前日までに、作業時間、手順、作業範囲、停電範囲、接地箇所、断水範囲、仕切弁の開閉箇所、危険防止措置など具体的事項について担当職員と打ち合わせることを。
- (3) 作業者には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理整頓

- (1) 受注者は、業務施工中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用のつど整理整頓しておかななければならない。
- (2) 受注者は、業務履行期間内に不安材料や機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。

4 既設備損傷時の修復

作業中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、担当職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は事項の書類等を提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限の及び部数は事項及び担当職員の指示による。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出先、提出期限

No	品目	様式	提出先	提出期限	部数
1	工程表	第2号	企業管理者	契約後14日以内	2
2	業務計画書	任意	担当職員	契約後速やかに	2
3	作業員名簿	任意	担当職員	作業日の前日	2
4	作業日報	任意	担当職員	各作業ごと 作業日の翌日	1
5	業務完了 報告書	請負契約約款 第10号相当	企業管理者	作業終了後直ちに	2
6	作業写真	A4綴	企業管理者	各作業ごと 作業終了後直ちに	1
7	打合せ議事録	任意	担当職員	打合せ後速やかに	2
8	その他 必要な書類	任意			2

第2章 委託業務内容

1 作業実施時期

各作業の実施時期については担当職員と打合せのうえで決定するものとする。

2 供用資材

以下の機材については、企業局より無償で貸与する。

受注者は、作業前に貸与機材を所在場所から作業場所まで運搬し、作業終了後に元の場所へ返却すること。作業中及び運搬時に故障が発生した場合は、受注者にて修理すること。

① 小型ポンプ及びホース、ノズル 1式

② サンドポンプ用ホース φ100 1式

所在は、①、②は遊摺部浄水場内倉庫。

サンドポンプφ100 揚程10m 出力6kw 3φ200V相当品は、受注者が準備するものとする。

3 作業内容（取水場・浄水場排泥その他業務）

(1) 排泥作業

①取水路排泥作業【1回】

排泥作業日前に河川内の汚泥量を測量により調査する。

超ロングアームバックホウにて取水路の浚渫作業を行う。

キャリアダンプ（6t積）にて河川敷内の指定された箇所に運搬。運搬距離1km以内
山積にはせず、敷き均すこと。

河川管理道路においては敷鉄板で養生のうえ重機押し及び積込みを行うこと。

排泥作業日以後、汚泥搬出量を河川測量により調査する。

排泥作業1回当たりの作業日数は1日とする。

②取水井排泥作業【1回】

取水口制水門を全閉

取水井（約90m³）をサンドポンプにより取水

取水ポンプ吸込口のかごの塵芥除去

取水井およびスクリーン裏側に堆積した泥や塵芥の除去

小型ポンプによる水圧洗浄

消防ポンプ1台は企業局が貸与する。

作業日数は1号ポンプ取水井1日、2号ポンプ取水井1日とする。

③沈砂池排泥作業【1回】

沈砂池内（約120m³）を消防ポンプで清掃・洗浄しながらサンドポンプ（2台）にて排泥を行う。

小型ポンプ1台、電源ケーブルは企業局が貸与する。

電源取り出し箇所は2号高速凝集沈澱池脇のブレーカーとする。

作業日数は、前後日の準備・撤去を含めて3日とする。

④高速凝集沈澱池排泥作業【2回】

集水樋をデッキブラシで清掃

高速凝集沈澱池（約470m³）をサンドポンプにて取水

高速凝集沈澱池の斜板、壁面、反応室などを消防ポンプで洗浄

サンドポンプにて天日乾燥床へ排泥

小型ポンプ1台は企業局が貸与する。

作業日数は以下の通り。

- ・ 準備、樋清掃 1日
- ・ 排泥、清掃 4日程度
- ・ 後片付け 0.5日
- ・

⑤集泥槽排泥作業【1回】

集泥槽内（約90m³）を小型ポンプで清掃・洗浄しながらサンドポンプにて天日乾燥床へ排泥を行う。

小型ポンプ1台は企業局が貸与する。

作業日数は1日とする。

⑥浚渫土砂運搬作業【1回】

浚渫時に河川敷地内に排出した土砂を、曝気乾燥後に場外へ搬出する。

(2) 環境整備作業

①取水口除塵作業【20回】

- 取水口スクリーン及びオイルフェンスに漂着した塵芥を小型船に回収する。
所定の場所に塵芥を運搬する。
塵芥の分別を行い、それぞれ指定された場所に集積する。
担当職員から除塵の依頼があった際に除塵を行なう。
週に一度、金網除塵の際に取水口を確認し、除塵が必要と思われる場合は担当職員の承認を得て除塵を行なう。
1回あたりの平均作業時間は1時間程度とする。

②沈砂池および高速凝集沈殿池金網除塵作業【平日90回 休日160回】

- (作業日は休日、祝日、火曜日及び木曜日。詳細は別添カレンダー参照)
・沈砂池の除塵用金網10枚に付着している塵芥を除去して沈砂池の外に廃棄する。
・運転している高速凝集沈殿池1基につき各2枚の除塵用金網に付着している塵芥を除去して高速凝集沈殿池の外に廃棄する。
・6月1日～9月30日以外は、作業は夕刻に1回行うものとする。
・6月1日～9月30日の土日祝日の作業は、午前中及び夕刻に各1回(計2回)行うものとする。
・1回あたりの平均作業時間30分程度。
・作業実施時には平田浄水場の当直者あてに作業開始と作業終了を報告すること。
・作業終了時には業務遂行簿を記載のうえ提出すること。

③取水場・浄水場弁室整備作業【2回】

- 取水場及び浄水場内の弁室18箇所に対して下記のとおり整備清掃を行う。
(作業箇所は別添図参照)
・水中ポンプにて溜水排除
・清掃及び目視点検

④取水場・浄水場内外清掃作業【2回】

- 下記について清掃を行う。
・管理棟 2階：事務室、会議室、水質試験室、階段室 1階：玄関、薬品注入器室、トイレ、倉庫
※管理棟2階については床面ワックス掛けも行う。
・取水ポンプ場 1階：配電盤室、地下1階：取水ポンプ室
・川南ポンプ室
・新制御室
・倉庫
・屋外 駐車場、管理棟周辺

⑤浄水場側溝清掃作業【側溝L=60.8m ポンプ井 ϕ 2.00×長2.00×深2.33m ×2回】

- 天日乾燥床上澄水返送ポンプ井及び側溝の清掃を行う。

⑥浄水場樹木整備作業【N=55本×1回】

- 下記に所在する樹木の剪定を行う。
- | | |
|-------------|-----|
| ・入口から構内東側 | 7本 |
| ・屋外受電盤周辺 | 4本 |
| ・構内西側 | 29本 |
| ・構内北側から入口まで | 15本 |
| 計 | 55本 |
- 剪定した枝葉は、担当職員の指定した場所に集める。

⑦取水場・浄水場雪囲い設置作業【3箇所×1回】

- 冬季降雪前に下記箇所に雪囲いを設置する。
雪囲い資材は貸与する。
・取水ポンプ場入口
・屋外受変電設備
・沈砂池西側

⑧取水場・浄水場雪囲い撤去作業【3箇所×1回】

- 上記箇所に設置した雪囲いの撤去を行う。

⑨遊摺部場内除雪作業【5回】

担当職員から依頼があった際に、遊摺部場内の指定された場所の除雪を行う。
作業時間は、移動を含め約2時間を基本とする。

⑩取水場・浄水場除草作業【3回】

取水場・浄水場内の機械除草（一部集草、積込、運搬作業あり）を行う。
範囲・作業種別については設計書及び図面による。
作業により構造物を損傷させないように注意すること。

⑪高速凝集沈澱池樋清掃【20回】

高速凝集沈澱池の第一、第二、第三集水トラフの清掃を行う。
水処理しながら清掃作業を行うため、処理水濁度が上昇した場合は、作業の一時中止を指示することがある。
作業は1回（1池）4時間を基本とする。

4 機器操作

- (1) 各種排泥作業に伴う抜水作業は担当職員の立会のもと受託者にて行うものとする。
- (2) 取水ポンプ等の運転停止及び高速凝集沈澱池排泥弁の操作等、作業に伴う機器類の操作は企業局にて行う。

5 その他

本業務受託に伴い、豪雨、出水その他天災時に急な作業をお願いすることがある。その場合の費用については、別途支払うものとする。

また、業務受託に伴い、豪雨、出水その他天災時等による水質変化等、用水供給への支障が考えられる場合、作業を中止・延期することがある。